

■S1 群（情報環境とメディア）-7 編（情報倫理・制度）

3 章 組織と倫理

■S1 群 - 7 編 - 3 章

3-1 職業倫理

(執筆著者：川口由起子) [2011年10月受領]

職業倫理とは、ある職業に就いている人の集団が共有する、あるいは、共有すべき倫理的規範の集合である。職業倫理という言葉は、厳密に定義されている専門的な用語ではない。ここでは、職業倫理を、職能倫理や専門職倫理と呼ばれてきたものを含む一般的な概念として扱う。その意味で、専門職倫理や企業倫理は職業倫理のひとつのタイプである。企業倫理はビジネス倫理や経営倫理と呼ばれることもあるが、これらの用語が指すものは論者によって異なる。

職業の倫理とはどのようなものだろうか。一般的な特徴付けとして、職業倫理とは、外部に対する影響力と責任をもつ職業集団の倫理的な規範である、といえるだろう。あるいは、倫理綱領の策定に関して主張されることが多い社会契約モデル的な考え方としては、社会に対する影響力を適切な仕方でも確保するためにその職業集団の責任を認識することが求められる、という形で理解することもできよう。ある職業集団が社会に対してもつ責任と倫理綱領については後述する。

このような考え方を受け入れている社会においては、社会に対して影響力のある企業が企業倫理をもつ（あるいは、もつことを要請される）ことは、極めて自然な帰結である。日本においても、多くの企業で企業倫理の取組みが採用されている。職業倫理がその職業集団とそのメンバーによる社会的な不祥事の防止や法令遵守（コンプライアンス）に貢献することは確かである。ただし、それらは職業倫理がなし得る貢献のすべてではない。職業倫理とは、「(より) 良い職業人である」ということにかかわる規範である。

なお、倫理とは、単に従わねばならない規範を指すのではなく、人間の価値判断についての規範を指している。倫理的規範は、既存の法的規則や、倫理的な正当化とは無関係に作られる規則とは性質が異なる。職業倫理に限らず、倫理的な問題を法的規制などによって完全に解消することはできない。この点が、関連する法令とは別に職業倫理を必要とする理由である。

注目すべき点は、必ずしもすべての職業が特有の職業倫理をもつわけではないということである。この点を具体的に説明するために、以下で、専門職及び専門職の倫理について述べる。専門職倫理は職業倫理の特徴的なタイプであり、職業倫理の特徴をよく表している。

■S1 群 - 7 編 - 3 章

3-2 専門職倫理

(執筆者：川口由起子) [2011年10月受領]

専門職として社会に認知されている集団は、特有の職業倫理、すなわち、専門職倫理をもつ。専門職とは、例えば、医師や弁護士や技術者のことである。専門職の特徴には、以下があげられる。

- (1) 高度に専門的であり、かつ、習得するのに多くの時間と労力が必要であるような知識や技術をもつ。
- (2) その知識や技術が社会的に重要である。
- (3) その社会的重要性のために、社会に対して強い影響力と責任をもつ。
- (4) 社会に対する責任を適切に果たすために、倫理綱領をもつ。

医師を例にして考えてみよう。なぜ医師は専門職としてその他の職業と区別されるのだろうか。それは、医師が、大学の医学部などで習得した、高度に専門的な医学的知識や技術をもっているからである(これが上述の(1)である)。しかし、専門職の条件として、(1)では十分でない。例えば、クラシックの音楽家を考えてみてほしい。彼らは、幼い頃から音楽的技能の教育を受け、高度に専門的な(つまり、音楽家でない人はもたないような)知識と技術を身に付ける。しかし、職業倫理の文脈では、音楽家は医師のような専門職とみなされない。なぜなら、その知識や技術が、十分に「社会的に重要である」といえないからである(これが上述の(2)である)。つまり、専門職とは、単に専門的な職業を意味するのではない。その職業に特有であるという意味で専門的な知識や技能を必要とする、ということのみから、それが専門職として認知されるということは帰結しない。

では、「社会的に重要である」とはどのようなことなのだろうか。それは、第一に、社会全体がその専門職が果たす役割や追求する目的に大きな価値を認めているということであり、第二に、そのような専門的知識や技能がなければ、社会が(少なくともこれまで通りには)存続し得ないということである。私たちの社会において医師が専門職であるのは、私たちの社会が医師の果たす役割(すなわち、社会のメンバーに医学的知識と医療を提供すること)と医師が追求するもの(すなわち、健康)を重要なものとして認めるからである。そして、私たちの社会は、医学的知識と医療行為を医師が占有するような社会的システムを確立しているので、医師という専門職なしに社会を存続させることは難しい。医師ではない一般の市民は必要な医学的知識も技能ももっていないので、医師や病院がなければ、病気になったとき困ってしまうだろう。もうひとつの例である音楽家の場合、私たちは音楽家なしに成立しないような社会的システムをもつわけではないので、音楽家という職業は「社会的に重要である」のではない。確かに、鑑賞に値する音楽を自分で奏でられる人は少ないだろうが、それによって生きていけなくなることはない。

ただし、専門職の条件については、特にコンピュータエンジニアリングが職業として認知されるようになった頃から活発に議論が続けられており、どのような職業を専門職と認めるかという点については論者によって見解が異なる。また、先端技術にかかわる職業集団は、まだ存在していないものをつくり出すという未知性のために、現代以前の医師や弁護士などの古典的な専門職に比べて複雑な立場にある。しかし、もちろん、そのような先端技術を扱

う職業集団においても、倫理的問題は存在する。

このような社会的重要性のために、専門職の集団は社会に対して、より一般的な職業集団がもたないような大きな影響力と、それに伴う責任を負っている。その責任を明確化する手段のひとつが、倫理綱領である。

■S1 群 - 7 編 - 3 章

3-3 倫理綱領

(執筆者：川口由起子) [2011年10月受領]

医師は、患者を欺くために専門的技能を用いて自らの利益のみを増大させるような行為や、誤った医学的知識を社会に提供する行為をしてはならない。技術者は、開発する技術や製品が人や社会に対してもつ危険性を隠匿してはならない。これらは、倫理的に問題であるという意味で、不適切な、避けるべき行為である。このような、社会にとって危険な行為を避けるために、専門職集団は倫理綱領をもち、自律性を保持する必要がある。専門職集団の外部の人間や組織は、専門的知識をもたないので、専門職集団の行為の是非を判断することができない。外部からの干渉を受けることが事実上不可能であるので、専門職集団のメンバーは自律的に行動し、また、相互に監視しあわなければならない。

倫理綱領は、通常、その専門職集団の内部と外部との両方に向けて示される。古代ギリシャのヒポクラテスの誓いは倫理綱領の原型であり、そこでは、医療を施す目的が患者の救済であることや、人に危害を加えるような行為をしないことなどが誓われている。技術者の倫理綱領の古いものとしては、アメリカ電気技術者協会が1912年に制定したものがある。このような倫理的規範を提示することによって、専門職集団は、その集団のメンバーに向けて倫理的に行為することを求めると同時に、専門職集団のサービスを受ける人を含めた社会全体に対して倫理的に行為することを約束している。このような約束によって、社会は専門職集団が専門的知識や技能を占有することを認め、それらについての判断の権限をゆだねることができる。

現代の専門職集団もまた、倫理綱領をもっている。学会のような学術団体の多くが倫理綱領を制定し、学会ホームページや印刷物で公表している。専門職集団のメンバーは、倫理綱領に明文化されている倫理的規範に従って仕事を行うよう期待されている。倫理綱領には、例えば、専門的技能の向上につとめること、社会に対する影響力と責任を認識し、専門職を通じてより良い社会の実現に貢献すること、雇用者や依頼人の福利を守ること、などが記載されている。倫理綱領は、ある程度抽象的な形で提示され、例えば、社会の安全を守ることにように、その職業集団に属していない人にとっても目指すべき内容を含むことがある。このような倫理的規範は、専門職に就いている人だけが遵守すべきものではないが、より良い職業人であるための基礎として強調するために、倫理綱領の一項目という形で記載される場合がある。

■S1 群 - 7 編 - 3 章**3-4 職業倫理のその他の取り組み例**

(執筆者：川口由起子) [2011年10月受領]

職業倫理のその他の取り組み例としては、その職業集団がもつ社会的重要性についての教育啓発活動や、倫理問題に関する組織（倫理委員会）の設置があげられる。ある倫理的規範がその集団で通用しているということと、個人としてその倫理的規範に従うかどうかということは、別個の問題である。多くの職業集団は、倫理的規範の存在とその重要性を周知したり、倫理的規範を現実の事例に適用したりするための手助けを行っている。具体的な例としては、倫理的問題への対応策についての勉強会の実施や、事例集などの印刷物の配布がある。倫理委員会のような組織は、おもに、これらの支援活動を計画し実施する役割を果たす。社会の変化に対応して倫理綱領を改定するための議論を行う場合もある。また、職業集団のメンバーが倫理的に行動することを支援する活動として、内部告発（ホイッスル・ブローイング、内部通報）の制度や窓口を設置している集団もある。内部告発については、2006年に施行された公益通報者保護法によって、法的にも保護の対象となっている。

■参考文献

倫理について

1) 波多江忠彦, 波多江伸子, 林 大悟, “倫理学をはじめようー倫理学からおむつ体験まで,” 木星舎, 2003.

2) 宇都宮芳明, 熊野純彦(編), “倫理学を学ぶ人のために,” 世界思想社, 1994.

専門職倫理について

3) Deborah G. Johnson, “Computer Ethics (4th Edition),” Prentice Hall, 2009.

4) 新田孝彦, 石原孝二, 蔵田伸雄(編), “科学技術倫理を学ぶ人のために,” 世界思想社, 2005.

企業倫理について

5) 大貫 徹, 坂下浩司, 瀬口昌久(編), “工学倫理の条件,” 晃洋書房, 2002.

6) 田中朋弘, 柘植尚則(編), “ビジネス倫理学,” ナカニシヤ出版, 2004.